

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年6月11日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

職権による大規模災害発生時の町税減免を可能とする規定の追加及び地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、「同条第3項及び」を削る。

第18条第2項中「前7日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項ただし書による改正後の葉山町税条例第13条の2の規定の適用については、同条中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職権による大規模災害発生時の町税減免を可能とする規定の追加及び地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 大規模災害が発生した際、町税の減免の適用になることが明らかであり、かつ、減免をする必要があると認められる者に対し、職権による減免を可能とする規定の整備をすることとした。
- (2) 公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い所得税法が改正され、これに関連する地方税法が改正されたため、所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、地方税法の改正に伴う所要の改正の施行日は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 1 条第 11 号に定める公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日とした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (寄附金税額控除の対象とする寄附金) 第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるものとする。 (町民税の減免) 第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認める者に対し、町民税を減免することができる。 (1) 災害その他特別の事情がある者 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者 (3) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (4) 学生又は生徒 (5) 公益社団法人及び公益財団法人 (6) その他特別の理由があると認められる者 2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、減免を受けようとする理由その他町長において必要と認める事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u>	○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (寄附金税額控除の対象とする寄附金) 第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（<u>同条第3項及び</u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるものとする。 (町民税の減免) 第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認める者に対し、町民税を減免することができる。 (1) 災害その他特別の事情がある者 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者 (3) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (4) 学生又は生徒 (5) 公益社団法人及び公益財団法人 (6) その他特別の理由があると認められる者 2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、減免を受けようとする理由その他町長において必要と認める事項を記載した申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

改正後	改正前
3 第1項の規定により町民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。	3 第1項の規定により町民税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行する。
(町民税に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項ただし書による改正後の葉山町税条例第13条の2の規定の適用については、同条中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。